

広島県告示第百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定によつて、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があつた。

平成二十年三月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
神尾医院	呉市東中央二丁目三番二号	平成一九年二月三十一日
医療法人社団 スマイル博愛病院	呉市中央二丁目六番一三号	平成一九年二月三十一日
田阪眼科医院	呉市広中新開一丁目二番二七号	平成一九年二月二十八日
加藤耳鼻咽喉科	呉市本町八番一号	平成二〇年一月一七日
のだ医院	東広島市西条中央三丁目五番六号	平成一九年二月三十一日
医療法人 福原医院	東広島市豊栄町清武三六九番	平成一九年一〇月三十一日
ふじクリニッケ	尾道市東尾道一九番七号 フジグラン尾道一F	平成一九年二月三十一日
ヴィラ歯科	廿日市市阿品四丁目五一番二六号	平成二〇年一月三十一日
たちばな薬局 呉店	呉市本町七番一号	平成二〇年一月三十一日
あおい薬局	三原市宮沖二丁目六番一七号	平成一九年二月三十一日
水上薬局	安芸高田市吉田町吉田一〇九八番一号	平成一九年五月二日
三次地区医師会「訪問看護ステーション「スクラム」	三次市十日市東三丁目一四番一号 三次市福祉保健センター二階F	平成二〇年一月三十一日